

同時発表：九州地方整備局

いのちとくらしをまもる
防災減災

流域治水

令和8年1月16日
水管理・国土保全局治水課
大臣官房参事官（上下水道技術）

やまくにがわ

山国川水系山国川中上流域において「特定都市河川」

の指定に向けた手続きに着手

～まちの魅力を未来へつなぐ、みんなで守る 流域治水の本格的実践～

大分県中津市・日田市・宇佐市・玖珠町を流れる山国川水系山国川中上流域において、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。

- 国土交通省では、令和3年11月に全面施行された流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、法的枠組みや新たな予算制度・税制を最大限活用した「流域治水」の取組を加速化することとしています。
- この度、一級河川山国川水系山国川等において、「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手しました。
- 今後、同法第3条第8項※の規定に基づき、関係機関（山国川中上流域に係る大分県、中津市、日田市、宇佐市、玖珠町の長）への意見聴取を行います。

※国土交通大臣は、第1項及び第3項の規定により特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならない。

(添付資料)

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 別紙1 | 「流域治水」の本格的な実践に向けた山国川水系山国川等の特定都市河川への指定 |
| 別紙2 | 山国川水系山国川等の特定都市河川と流域の概要 |
| 参考 | 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 |

【問合せ先】

- 河川にすること

水管理・国土保全局 治水課

課長補佐 武田 正太郎（内線35-582）、係長 野中 航太（内線35-684）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8455

- 下水道にすること

水管理・国土保全局 大臣官房参事官（上下水道技術）

課長補佐 外園 明成（内線34-324）、係長 長谷川 智明（内線34-314）

代表 03-5253-8111、直通 03-5253-8432